

令和7年 7月 1日

栃木県教育委員会

様

栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

栃木県奨学のための給付金（公立）の支給を申請します。

以下の空欄に申請者（保護者等）が署名してください。（※印のところは、該当のものを○で囲んでください。）

申請者住所 (保護者)	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木ハイツ102号 TEL 028 (623) 3354	ふりがな とちぎ たろう	申請者氏名 (保護者) 栃木 太郎
高校生等との関係	※ 親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる本人 ・ その他 ()		
申請内容の 確認が必要な場合	※ 対象高校生等を介してよい ・ 申請者に直接確認 連絡先TEL 090 (●●●●) ●●●●		

日中、連絡の取れる
電話番号を記載。

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

【対象となる高校生等について】 ※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

ふりがな	とちぎ まなぶ	生年月日	昭和 20 年 5 月 5 日	
氏名	栃木 学			
在学する学校	学校の名称	※ 国立 ・ 県立 ・ 市立		
		※ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科 () (学年)		
	学校の所在地	栃木 都道府県 ○○○ 市区町村 ▲▲町1-1-1		
	学校設置者の名称	栃木県		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
		～ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明
	学校名	立		□ □ □ □ □ □
				□ □ □ □ □ □

過去に在籍した高校がある場合記入してください

【支給を申請する区分について】 該当するもの一つを選択してください。（該当する□にレ印を付けてください。）

	世帯区分	学校区分等	支給額（年額）
☐	① 生活保護受給世帯	全日制・定時制・通信制	32,300円
☐	② 道府県民税所得割・市町村民税所得割が非課税である世帯（①を除く。）	通信制・専攻科	50,500円
☒	③ 道府県民税所得割・市町村民税所得割が非課税である世帯（①を除く。）	全日制・定時制	143,700円
☐	④ ○所得に関する書類 ・申請区分番号①の場合、生活保護受給証明書を添付。 ・申請区分番号②、③、④、⑤の場合、保護者全員（父母）分の課税（非課税）証明書等を添付。		000円
☐	⑤ 201,000円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯（②、④を除く）		10,100円

（裏面へ続く）

別記様式第1号-2 (その1)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(生活保護受給証明書等)

(2) 次の者の課税証明書等及び(記入上の注意【生計維持者の収入等の状況について】ホに該当する場合)扶養親族申告書を提出します。

①	☒	親権者(両親)2名分 【または高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)2名分 ※】 ※対象となる高校生等が専攻科の生徒や在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を指す。
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を失く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情に適合等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人()名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が1名(員分) ※未成年後見人が法人である場合又はその者を除く。
④	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

控除対象配偶者に該当し、就学支援金申請時に親権者1名分のみ提出した場合でも、2名分の証明書が必要です。
 高等学校等在学中に成人(満18歳)を迎えたが、未成年時の時と生計維持者(未成年時は親権者(両親2名))に変更が無い場合は①を選択。

高等学校等在学中に成人(満18歳)を迎えたが、未成年時の時と生計維持者(未成年時は親権者(1名))に変更が無い場合は④を選択。

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」は「生徒」と読み替えるものとする(以下同様)。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒ 私の世帯は、7月1日現在、下記の者を扶養しており、また生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。